

# レジストリが収集する登録情報及び WHOISでの登録者名表示の あり方について

2012年9月10日(月)

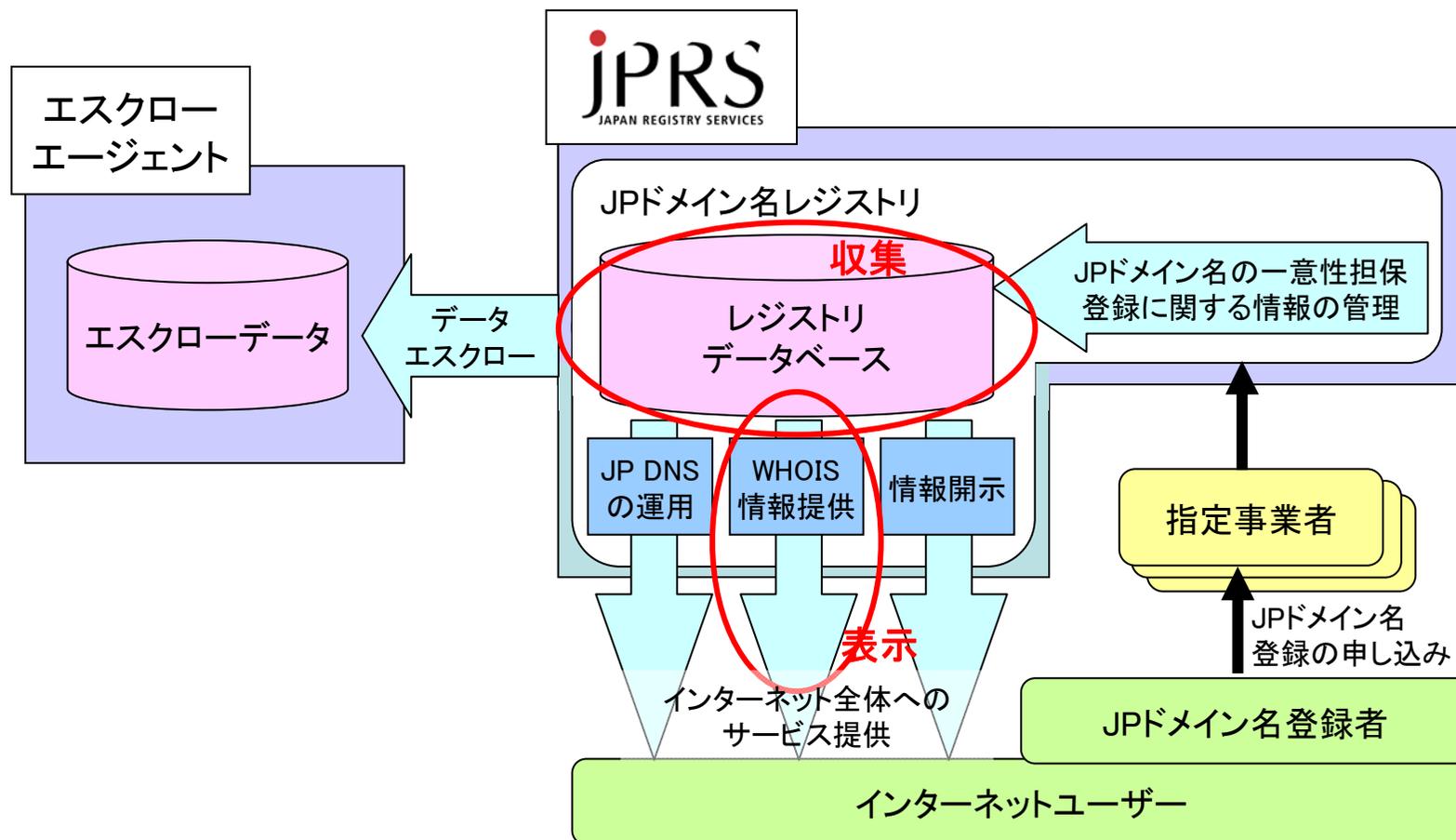
株式会社日本レジストリサービス

# 目次

1. JPDメイン名の登録情報の収集と公開・開示
2. JPDメイン名の登録情報をWHOISで公開することに対する要求と現状
3. レジストリが収集する登録情報及びWHOISでの登録者名の表示のあり方の検討における論点

# 1. JPDメイン名の登録情報の 収集と公開・開示

# JPドメイン名登録管理サービスでの 登録情報の流れ



# レジストリが登録情報を管理することの意義

- 登録者の保護
  - 指定事業者が倒産等の事態に陥った場合に備え、登録者に連絡がとれるようにしておく
  
- 登録情報のエスクロー
  - 登録管理業務をJPRSから別組織に移管する必要がある場合に備え、ドメイン名の登録情報を第三者組織に預託し、移管先で登録管理業務を確実に実施できるようにする
  
- 登録情報のバックアップ
  - 不測の事態に備え、登録情報をバックアップし、登録管理業務に支障をきたさないようにする

# JPDメイン名の登録情報の収集・利用目的

- JPRSは、当社公開文書「JPDメイン名登録情報等の取り扱いについて」(\*)で示している通り、JPDメイン名の登録情報を、以下の目的のためにJPDメイン名の登録情報を収集・利用
  1. JPDメイン名の登録等の申請・届け出にあたり、登録資格等を確認するため
  2. JPDメイン名の登録情報の管理のため
  3. JPDメイン名のDNS(Domain Name System)の運用に用いるため
  4. 「JPDメイン名登録情報等の第三者提供」に定める第三者提供を行うため
  5. 当社のサービス改善や新規サービス開発のための調査に用いるため
  6. JPDメイン名に関する統計データの作成・公表、学術研究に用いるため
  7. 当社の新サービス等をお知らせするため
  8. 前各号の他、特定のJPDメイン名登録情報等について、当社が予めお知らせし、または公表する目的のため

\* JPDメイン名登録情報等の取り扱いについて  
<<http://jprs.jp/doc/rule/dom-data-handling.html>>

# 登録情報の公開・開示

- 登録情報の公開・開示の目的
  1. JPDメイン名の申請・届け出のため
  2. ネットワークの運用やJPDメイン名の登録に関するトラブルの自律的な解決のため
  3. JPDメイン名の登録が、登録規則に定められたとおり行われていることを示すため
  
- 公開・開示とは
  - 公開
    - JPDメイン名の登録情報のうち、上記3点の目的に必要な情報をJPRS WHOIS検索サービスやWebページを介してインターネット上で不特定多数のインターネットユーザーに情報を提供
  - 開示
    - JPRS WHOISで非公開としているJPDメイン名の登録情報について、使用目的を記した捺印書面での請求手続きにより、その手続きを経たユーザーに対してのみ郵送で登録情報を提供

# JPDメイン名のWHOIS表示内容(例1)

## 汎用JPDメイン名

Domain Information: [ドメイン情報]	
[ドメイン名]	駅街ガイド.JP
[Domain Name]	XN--ECKP2GZ283BOHSA.JP
[登録者名] 株式会社日本レジストリサービス	
[Registrant]	Japan Registry Services Co., Ltd.
[Name Server]	dns1.jpdirect.jp
[Name Server]	dns2.jpdirect.jp
[Name Server]	dns3.jpdirect.jp
[Signing Key]	
[登録年月日]	2005/12/08
[有効期限]	2012/12/31
[状態]	Active
[最終更新]	2012/01/01 01:05:00 (JST)
Contact Information: [公開連絡窓口]	
[名前]	日本レジストリサービス JPDirect
[Name]	Japan Registry Services JPDirect
[Email]	public-contact@jpdirect.jp
[Web Page]	
[郵便番号]	
[住所]	
[Postal Address]	
[電話番号]	03-5215-8456
[FAX番号]	

# JPドメイン名のWHOIS表示内容(例2)

## 属性型JPドメイン名(CO.JP)

Domain Information: [ドメイン情報]	
a. [ドメイン名]	JPRS.CO.JP
e. [そしきめい]	かぶしきがいしゃにほんれじすとりさー
f. [組織名]	株式会社日本レジストリサービス
g. [Organization]	Japan Registry Services Co.,Ltd.
k. [組織種別]	株式会社
l. [Organization Type]	Company
m. [登録担当者]	TT22638JP
n. [技術連絡担当者]	TM8767JP
n. [技術連絡担当者]	TS25665JP
p. [ネームサーバ]	ns1.jprs.co.jp
p. [ネームサーバ]	ns2.jprs.co.jp
p. [ネームサーバ]	ns3.jprs.co.jp
s. [署名鍵]	9115 8 2 ( 6CA6AE7F3BB4867097F5F50ECCE0AB9E59A97026C165204857E79C310DDCF7D9 )
s. [署名鍵]	9115 8 1 ( 193CC81A19908353B3EA6D23EE836A9187F525FB )
[状態]	Connected (2013/01/31)
[登録年月日]	2001/01/22
[接続年月日]	2001/01/24
[最終更新]	2012/08/13 14:38:00 (JST)

Contact Information: [担当者情報]	
a. [JPNICハンドル]	TT22638JP
b. [氏名]	常山 敬秀
c. [Last, First]	Tsuneyama, Takahide
d. [電子メール]	dom-admin@jprs.co.jp
f. [組織名]	株式会社日本レジストリサービス
g. [Organization]	Japan Registry Services Co.,Ltd.
k. [部署]	
l. [Division]	
m. [肩書]	
n. [Title]	
o. [電話番号]	
p. [FAX番号]	
y. [通知アドレス]	
[最終更新]	

Contact Information: [担当者情報]	
a. [JPNICハンドル]	TM8767JP
b. [氏名]	松浦 孝康
c. [Last, First]	Matsuura, Takayasu
d. [電子メール]	matsuura@jprs.co.jp
f. [組織名]	株式会社日本レジストリサービス
g. [Organization]	Japan Registry Services Co.,Ltd.
k. [部署]	システム部
l. [Division]	Systems Department
m. [肩書]	グループリーダー

Contact Information: [担当者情報]	
a. [JPNICハンドル]	TS25665JP
b. [氏名]	坂口 智哉
c. [Last, First]	sakaguchi, tomoya
d. [電子メール]	sakaguchi@jprs.co.jp
f. [組織名]	株式会社日本レジストリサービス
g. [Organization]	Japan Registry Services Co.,Ltd.
k. [部署]	システム部
l. [Division]	Systems Department
m. [肩書]	
n. [Title]	
o. [電話番号]	03-5215-8465
p. [FAX番号]	03-5215-8452
y. [通知アドレス]	tech-admin@jprs.jp
[最終更新]	2012/08/20 15:41:11 (JST)
	form@dom.jprs.jp

# 情報開示請求(1/4)

- 情報開示請求の手続き

1. 必要書類の準備

- 「情報開示請求書および確約書」  
<<http://jprs.jp/info/disclosure/format.html>>
- 確約書に捺印した印鑑の「印鑑証明書」(原本)
- 手数料: 定額小為替 500円

2. JPRSへ書類を送付

3. JPRSから情報開示請求回答書を送付

# 情報開示請求(2/4)

- 情報開示請求書(汎用JPドメイン情報用)

情報開示請求書 (汎用 JP ドメイン情報用)

JPドメイン名登録情報の開示を以下の通り請求します。

▼ 開示請求対象ドメイン情報  
ドメイン名：  
登録者名：

▼ 開示請求者の情報  
(※法人でご請求される場合は以下3項目を記入してください)  
法人名：  
代表者名：  
担当者名：  
(※個人でご請求される場合は以下2項目を記入してください)  
氏名：  
組織名：  
(※以下の項目は法人・個人でご請求される場合ともに記入してください)  
部署名：  
郵便番号：  
住所：  
電話番号：  
電子メールアドレス：  
情報開示を求める理由(利用目的)：次の中から1つを選択し、○をつけてください  
(1) JPドメイン名の申請・届け出のため  
(2) ネットワークの運用やJPドメイン名の登録に関するトラブルの自律的な解決のため  
(3) JPドメイン名の登録が、規則に定められたとおり行われていることを示すため

※ 本開示請求にともない取得した個人情報、開示請求への対応に必要な範囲でのみ取り扱います。

# 情報開示請求(3/4)

## • 確約書(本人以外用)

### 確約書(本人以外用)

下記の開示請求者は、貴社の定める「JPドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則」(以下「公開・開示に関する規則」といいます)により、貴社から開示された情報(以下「開示情報」といいます)を利用するにあたり、下記の事項を遵守することを確約いたします。

#### 開示請求者

(※法人でご請求される場合は以下2項目を記入し、法人の代表者印を押印してください)

法人名：

代表者名： (印)

(※個人でご請求される場合は以下の項目を記入し、個人の印を押印してください)

氏名： (印)

#### 記

1. 開示請求者は、公開・開示に関する規則を遵守し、開示請求時に申し出た利用目的以外のために開示情報を利用しません。
2. 開示請求者は、開示情報を開示請求者限りで利用するものとし、譲渡、再配布、その他方式の如何を問わず(漏洩等を含む)、開示情報を第三者に対し一切開示しません。
3. (法人の場合のみ) 開示請求者は、組織内での情報管理を徹底し、開示情報の取り扱いを担当者のみとします。
4. 開示請求者が開示情報を入手および利用(漏洩等を含む)等したことにより、当該情報主体ないしはその他の第三者との間で紛争が発生した場合は、開示請求者の責任および費用によりこれを解決し、貴社に生じたすべての損害については開示請求者がすべて賠償するものとします。
5. 開示請求者は、貴社が開示情報の主体に対し、開示請求者に開示した旨、開示の時期、開示情報の内容、開示の理由を回答することに異議を述べません。

# 情報開示請求(4/4)

- 情報開示請求回答書(本人以外の場合)

## 情報開示請求回答書

情報公開請求に基づき、以下の通り JP ドメイン登録情報を開示します。この開示情報は「JP ドメイン名登録情報の取り扱い等に関する規則」と、提示された確約書に記載された用途以外に用いることはできません。情報のお取り扱いには十分にご注意ください。

### Domain Information: [ドメイン情報]

[ドメイン名]	駅街ガイド.JP
[Domain Name]	XN-ECKP2GZ283BOHSA.JP
[登録者名]	株式会社日本レジストリサービス
[Registrant]	Japan Registry Services Co., Ltd.
[電子メール]	reg@jpdirect.jp
[郵便番号]	101-0065
[都道府県]	東京都
[住所]	千代田区西神田 3-8-1 千代田ファーストビル東館 13F
[Name Server]	DNS1.JPDIRECT.JP
[Name Server]	DNS2.JPDIRECT.JP
[Name Server]	DNS3.JPDIRECT.JP
[Signing Key]	
[登録年月日]	2005年12月08日00時00分00秒
[有効期限]	2012年12月31日
[状態]	Active
[最終更新]	2012年01月01日01時05分00秒

# 登録情報の収集項目と公開・開示項目 (汎用JPドメイン名)

## ドメイン情報

項目名	WHOIS公開	開示請求 (本人以外)	開示請求 (本人)
ドメイン名	○	○	○
Domain Name	○	○	○
登録者名	○	○	○
Registrant	○	○	○
電子メール	×	○	○
郵便番号	×	○	○
都道府県	×	○	○
住所	×	○	○
部署名	×	×	○
登録担当者	×	×	○
電話番号	×	×	○
FAX番号	×	×	○
Name Server	○	○	○
Signing Key	○	○	○
登録年月日	○	○	○
有効期限	○	○	○
最終更新	○	○	○

## 公開連絡窓口

項目名	WHOIS公開	開示請求 (本人以外)	開示請求 (本人)
名前	○	○	○
Name	○	○	○
Email	○	○	○
Web Page	○	○	○
郵便番号	○	○	○
住所	○	○	○
Postal Address	○	○	○
電話番号	○	○	○
FAX番号	○	○	○

# 登録情報の収集項目と公開・開示項目 (CO.JPドメイン名)(1/2)

## ドメイン情報

項目名	WHOIS公開	開示請求 (本人以外)	開示請求 (本人)
ドメイン名	○	○	○
そしきめい	○	○	○
組織名	○	○	○
Organization	○	○	○
登記年月日	×	○	○
登記地住所	×	○	○
郵便番号	×	○	○
住所	×	○	○
Address	×	○	○
組織種別	○	○	○
Organization Type	○	○	○
登録担当者	○	○	○
技術連絡担当者	○	○	○
ネームサーバ	○	○	○
署名鍵	○	○	○
通知アドレス	×	○	○
状態	○	○	○
最終更新	○	○	○

# 登録情報の収集項目と公開・開示項目 (CO.JPドメイン名) (2/2)

## 登録担当者

項目名	WHOIS公開	開示請求 (本人以外)	開示請求 (本人)
JPNICハンドル	○	○	○
氏名	○	○	○
Last, First	○	○	○
電子メール	○	○	○
組織名	○	○	○
Organization	○	○	○
郵便番号	×	×	○
住所	×	×	○
Address	×	×	○
部署	○	○	○
Division	○	○	○
肩書	○	○	○
Title	○	○	○
電話番号	×	×	○
FAX番号	×	×	○
通知アドレス	○	○	○
最終更新	○	○	○

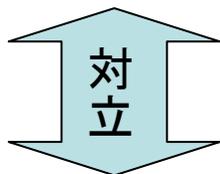
## 技術連絡担当者

項目名	WHOIS公開	開示請求 (本人以外)	開示請求 (本人)
JPNICハンドル	○	○	○
氏名	○	○	○
Last, First	○	○	○
電子メール	○	○	○
組織名	○	○	○
Organization	○	○	○
郵便番号	×	×	○
住所	×	×	○
Address	×	×	○
部署	○	○	○
Division	○	○	○
肩書	○	○	○
Title	○	○	○
電話番号	○	○	○
FAX番号	○	○	○
通知アドレス	○	○	○
最終更新	○	○	○

## 2. JPDメイン名の登録情報をWHOISで 公開することに対する要求と現状

# WHOISでの情報公開に対する要求

- 登録者からの要求
  - 個人: インターネット上で自分の個人情報公開したくない
  - 法人: そのドメイン名を自社で登録していることを示すことができるが、法人活動秘匿のため、登録情報を公開したくないときもある
    - 例: 新商品や組織合併などの情報秘匿のため



- インターネット利用者や法執行機関からの要求
  - ドメイン名を登録/利用しているのが誰なのか知りたい

# 指定事業者や登録者における動き

- 指定事業者やリセラ
  - 一部の指定事業者やリセラが次のサービスを提供
    - プロキシサービス
      - 指定事業者やリセラが自身の名義でドメイン名を登録し、そのドメイン名を実際に利用する人に貸し出すサービス
    - プライバシーサービス
      - WHOISに表示される登録者名等を別の情報で表示するサービス
        - » 例: 登録者名として指定事業者名やリセラ名を表示
- 登録者
  - 一部の登録者において、個人情報保護や法人活動を秘匿するために虚偽の情報を登録している可能性がある

# プロキシサービスやプライベートサービスに含まれる問題

1. 指定事業者が倒産等の事態に陥った場合、ドメイン名の本来の利用者を保護できなくなる
2. DRPや裁判が発生した場合、ドメイン名の本来の利用者でなく、そのサービス提供者がその対象となる
3. ドメイン名の本来の利用者を容易に知ることができず、トラブルの自律的な解決が非効率もしくは困難になる

# ポリシー検討の状況

- ICANN
  - gTLDを対象に前述のようなプロキシサービスやプライバシーサービスの課題分析と課題への対応方針について検討
    - 2012年5月11日にWHOISポリシーレビューチームの最終報告書が出された
- JPRS
  - 登録者が個人である場合には氏名をWHOISの登録者名欄で公開しないことを登録者自身が選択できるよう、具体的な手続きの検討を開始(2007年)
  - しかし、フィッシング等が増加している状況において、上記の手続きを実施することへの影響を注視
    - WHOISの表示内容とフィッシングとの間には、特に顕著な関係がないことが判明し、上記の手続きへの影響はないと判断

### 3. レジストリが収集する登録情報及び WHOISでの登録者名の 表示のあり方の検討における論点

# 論点

1. レジストリがドメイン名登録者に関する正しい情報を収集する仕組みを堅持すべきか
2. 登録者名をWHOISで非表示にすることの是非
3. 登録者名をWHOISで非表示にする場合、その条件はどのようにすべきか
4. 登録者名をWHOISで非表示にする場合、その手続きが乱用されないための措置の必要性
5. WHOISで非表示とした登録者名を開示する仕組みの必要性

その他、留意すべき点について

# 論点1:レジストリがドメイン名登録者に関する正しい情報を収集する仕組みを堅持すべきか

- レジストリが持つ情報について
  - モデル1(.com/.net以外の大部分のTLD)
    - レジストリがTLD配下の全ドメイン名の登録情報を一元的に管理するモデル
    - レジストリが登録情報のエスクローを行う負荷と責任を負う
    - レジストラが破綻した時に登録者を守るにはレジストリの持つ登録情報が正確である必要がある
  - モデル2(.com/.net)
    - TLD配下のドメイン名の登録情報をレジストラが分散して管理するモデル
    - レジストラが登録情報のエスクローを行う負荷と責任を負う
 (現在.com/.netでは、レジストリは情報を集約していないが、見直しが検討されている)

## [論点への対応の方向性案]

- 上記を踏まえ、レジストリとして、次のどちらの立場をとっていくべきか
  - 案1: JPRSが登録情報を一元的に管理する仕組みを堅持すべき
  - 案2: 指定事業者に登録情報を分散して管理する仕組みに変えるべき

# 論点2: 登録者名をWHOISで非表示にすることの是非 (1/2)

- 登録者から、個人情報保護や法人活動秘匿を目的として、登録者名を公開したくないという要求がある
- 登録者がWHOISで公開されることを避けるため、一部の登録者が虚偽の情報を登録している可能性がある
- しかし、登録者名をWHOISで非表示にすると、ネットワークの運用やドメイン名の登録に関するトラブルの自律的な解決が非効率もしくは困難になる可能性がある

## [論点への対応の方向性案]

- 案1: 非表示にできるようにしない
- 案2: 適切な方法があるのであれば非表示にできるようにする

	メリット	デメリット
案1	<ul style="list-style-type: none"> <li>• トラブルの自律的な解決は従来どおり行うことができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• プロキシサービスやプライバシーサービスが利用され続け、前述の問題点を抱えた状態が継続する</li> </ul>
案2	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 登録者の要求に応えることができる</li> <li>• 本来のドメイン名利用者の情報をレジストリに提出してもらいやすくなり、レジストリデータベースの内容がより正確になる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• トラブルの自律的な解決が非効率もしくは困難になる</li> </ul>

# 論点2: 登録者名をWHOISで非表示にすることの是非 (2/2)

・非表示にした場合の登録者名欄の表示例

汎用JPドメイン名

属性型JPドメイン名

<p>Domain Information: [ドメイン情報]          [Domain Name] JPRS. JP            [登録者名]          [Registrant]</p> <p>[Name Server] ns1. jprs. jp          [Name Server] ns2. jprs. jp          [Name Server] ns3. jprs. jp          [Signing Key] 4864 8 2 ( E6C5F9C953D720CB378A089DBBCE992B57486C2149 )</p> <p>[登録年月日] 2001/02/02          [有効期限] 2013/02/28          [状態] Active          [最終更新] 2012/03/01 01:05:01 (JST)</p>	<p>Domain Information: [ドメイン情報]          [ドメイン名] JPRS. CO. JP          [そしきめい] [非表示]          [組織名] [非表示]          [Organization] 株式会社          [組織種別] Company          [登録担当者] TU5823JP          [技術連絡担当者] TM8767JP          [技術連絡担当者] TS25665JP          [ネームサーバ] ns1. jprs. co. jp</p> <p>[署名鍵] 9115 8 1 ( 193CC81A19908353B3EA6D23EE836A9187F525FB )</p> <p>[状態] Connected (2013/01/31)          [登録年月日] 2001/01/22          [接続年月日] 2011/01/24          [最終更新] 2012/02/01 01:22:38 (JST)</p>
---	---

**表示例**

- ・「登録者の希望により非表示」
- ・「<新商品名の秘匿のためといった非表示の理由を表示>」等

## 論点3: 登録者名をWHOISで非表示にする場合、 その条件はどのようにすべきか

- ドメイン名の登録情報をWHOISで公開することは、ネットワークの運用上発生する様々な問題をユーザが相互に協力し合うことで解決できるように、という考え方（自律分散協調）に基づいており、従来より各TLDでの原則になっている
- その原則を守るため、無条件に非表示にするよりは、何らかの条件を設定するのが望ましい

### [論点への対応の方向性案]

- 条件設定の方向性として、以下のようなものが考えられるが、他にどのような点に留意すべきか
  - 非表示にするための適切な理由
    - 例: 新商品名を公開したくない
  - 非表示にすることができるJPDメイン名空間の対象
    - 汎用JPDメイン名？
    - 都道府県型JPDメイン名？
    - 属性型・地域型JPDメイン名？

## 論点4: 登録者名をWHOISで非表示にする場合、 その手続きが乱用されないための措置の必要性

- 本来、表示されるべき登録者名が非表示となり、その情報を得たい人が得られなくなり、JPDメイン名全体の信頼性が損なわれる可能性がある

### [論点への対応の方向性案]

- 案1: 不要(注意喚起に留める)
- 案2: 何らかの措置を講じる
  - 法人の場合は、非表示にするとネームサーバ設定をできないようにし、ドメイン名の利用を制限する
  - 法人の場合は、非表示にできる期間を制限する 等

	メリット	デメリット
案1	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 制限を加えない分、簡便な手続きにできる</li> <li>• 注意喚起という低コストで乱用をある程度抑止できる可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 非表示にする手続きが乱用される可能性がある</li> </ul>
案2	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 非表示にする手続きの乱用を減らすことができる可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 何らかの制限を加える措置を講じる場合、その判断基準を明確にできなければ混乱を生む可能性がある</li> </ul>

## 論点5: WHOISで非表示とした登録者名を 開示する仕組みの必要性

- ネットワークの運用やドメイン名の登録に関するトラブルの自律的な解決が非効率もしくは困難になるため、開示する仕組みは持つておくのが望ましい
- しかし、開示する仕組みがあまりに簡便であると、個人情報保護や法人活動秘匿のために登録者名を非表示にするという本来の目的が失われかねない

### [論点への対応の方向性案]

- 案1: 開示請求があっても開示しない
- 案2: 開示請求があれば開示する

	メリット	デメリット
案1	・登録者の個人情報を保護したい、法人活動を秘匿したいという目的に合致する	・トラブルの自律的な解決が非効率もしくは困難になる
案2	・非効率になる可能性はあるが、トラブルの自律的な解決は従来どおり行うことができる	・開示する仕組みによっては簡便になりすぎてしまい、個人情報保護や法人活動秘匿ができなくなる可能性がある

# 参考: ICANN WHOISポリシーレビューチーム 最終報告書 概要

# ICANN WHOISポリシーレビューチームとは

- 2010年9月30日に発足
- 2012年5月12日にファイナルレポートを公開
- メンバー
  - GNSO (Generic Names Supporting Organization) 代表
  - ccNSO (Country Code Names Supporting Organization) 代表
  - ASO (Address Supporting Organization) 代表
  - GAC (Governmental Advisory Committee) 代表
  - ALAC (At-Large Advisory Committee) 代表
  - SSAC (Security and Stability Advisory Committee) 代表
  - 専門家
  - 法執行機関代表
  - GACチェア
  - ICANN CEOが指名する者
- レビューチームのスコープ
  - WHOISに関する既存のポリシーおよび実装に関する評価
  - 要求事項の見直し
    - 正確で完全なWHOIS情報に対する、タイムリーで無制限かつ公共的なアクセスを維持するための手段の実装
    - 適用法に従った、WHOISに関連する既存ポリシーの執行

## ファイナルレポートにおける勧告：1～8

1. ICANNは、組織としてWHOISに優先的に取り組むべき
2. ICANNは、現在のgTLD WHOISポリシーを明確に文書化し、単一のWHOISポリシーとして定義すべき
3. ICANNは、WHOISに関する認知度向上のための施策を講じるべき
4. ICANNは、以下の原則に従ってコンプライアンス機能を管理すべき
  - リソース割り当てと構造の透明性確保
  - 報告と責任のラインが明確で適切であること
  - コンプライアンス活動を実施するための必要なリソース確保
5. ICANNは、正確なWHOISデータの必要性を広く周知すべき
6. ICANNは、不正確なWHOISデータを減らすために適切な手段を講じるべき
7. ICANNは、WHOISデータ正確性に関するレポートを年次で作成し公表すべき
8. ICANNは、レジストリ、レジストラ、登録者間に明快な契約連鎖が出来るようにし、ポリシー非準拠者への段階的な制裁を適用できるようにするべき

## ファイナルレポートにおける勧告：9～16

9. ICANNは、WHOISデータ正確性に関する現行ポリシーを評価し、必要であれば新しいポリシーを作成すべき
10. ICANNは、プライバシーおよびプロキシサービスの認定システムを創設し、プライバシー・プロキシサービスプロバイダを規制し監督するプロセスを検討すべき
11. ICANNは、全てのgTLDドメイン名の登録者データが確認できるWHOISサービスを提供すべき
12. ICANNは、本レポートの発行から6ヶ月以内に、国際化ドメイン名に関する適切なデータ要件を決定し、ワーキンググループ(WG)に実施検討を依頼すべき。WGは依頼から1年以内に報告書を出すべき
13. 最終的なデータモデルは、WG勧告をICANN理事会が採択してから6ヶ月以内にレジストリ/レジストラ契約に実装すべき
14. 登録データの正確性を維持し測定するために、評価尺度を定義すべき
15. ICANNは、これらの勧告の実現方法について概説した最終報告書の提出後3ヶ月以内に詳細プランを提示すべき
16. ICANNは、少なくとも毎年、本報告書に記載の勧告の実施に向けた進捗レポートを提示すべき

# 勧告10の概要

## (プライバシー及びプロキシサービス)

- ICANNは、プライバシー及びプロキシサービスの認定システムを創設し、プライバシー・プロキシサービスプロバイダを規制し監督するプロセスを検討すべき
- このプロセスの目標は、これらのサービスを各国の国内法と矛盾なく運用するための、明瞭で、一貫し、実施可能な要件を提示し、利害関係者の間で適切なバランスを取ること。
- プロセス検討にあたっての考慮点(一部抜粋)
  - WHOIS上でプライバシーまたはプロキシサービスによって登録されたことがわかるようにするためのラベル付け
  - プライバシーまたはプロキシサービスプロバイダの連絡窓口情報の提供
  - ドメイン名登録情報に関する連絡・開示の標準化されたプロセス
  - プライバシーまたはプロキシサービスプロバイダに問題が生じた場合の、登録のプライバシーおよび真正性の維持
  - プライバシー及びプロキシサービス環境下での登録者の権利と責任について、明瞭で曖昧さのない指針